

生活介護事業業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 10 月

海老名市

生活介護事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、生活介護事業業務委託（以下、「本業務」という。）の受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

1 公募の経緯

海老名市社家において、新たに障がい福祉施設として、海老名市立障がい者地域活動センター（以下「センター」という。）を建設し、令和 9 年 7 月より日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 7 項に基づく、生活介護事業（以下「生活介護事業」という。）を実施する。

センターを新たに建設した背景として、障がいの重度化や障がい者の増加に伴い、生活介護事業の利用待機者、利用制限及び将来的な障がい者の増加等の課題が浮き彫りとなっている状況を踏まえ、海老名市立わかば会館からセンターに生活介護事業の実施場所を移転する。

2 公募の趣旨・目的

センターでは、重複障がい者、重度障がい者等の重度障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事の介護、社会参加機会の提供、創作的活動を中心に、生活介護事業を実施する。

年々増加する重複障がい者、重度障がい者等のニーズに対応するため、民間委託することにより、事業の安定的な実施、継続が図れるようにすることを目的とする。

このプロポーザルの実施に当たっては、本要領に定めるものとする。本要領に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式実施取扱要綱（以下「要綱」という）、海老名市契約規則ほか契約関連規程に準ずる。

3 業務の概要

（1）委託事業名

生活介護事業業務委託

（2）履行場所

海老名市社家二丁目 16 番 25 号

海老名市立障がい者地域活動センター

（3）業務の内容

別添、生活介護事業業務委託に係る公募型プロポーザル要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）のとおり

（4）委託期間

令和 9 年 2 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

なお、事業開始は令和 10 年 4 月 1 日からとする。

また、センターの建築工事期間の延長等を理由とし、必要に応じて事業開

始時期を変更することができる。その場合、海老名市は受注者に対して事前に通知するものとする。

(5) 市からの委託費

本業務については、障害者総合支援法に基づく生活介護事業の国等の報酬及び海老名市の単独加算等での対応となるため、海老名市からの委託費の支払いは想定していない。

(6) 担当部署

〒243-0492

神奈川県海老名市勝瀬 175 番地の 1

海老名市 保健福祉部 障がい福祉課 障がい福祉係

4 選定方法等

(1) 選定方法

本プロポーザルでは、提案書等の書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査により選定委員会等が審査を行い、最優秀提案者の選考を行う。

なお、提案者が多数の場合には、要綱第 12 条の規定により事前審査を実施する場合がある。

(2) 審査結果の通知等

審査結果は、最優秀提案者及びそれ以外の提案者へ個別に文書で通知すると共に、最優秀提案者を海老名市ホームページへ掲載する。

(3) 情報公開

プロポーザルの結果について海老名市情報公開条例（平成 14 年条例第 32 号）に基づく公開請求があった場合、同条例第 7 条各号に掲げる非公開情報を除き、公開する。公開の可否は、海老名市が判断する。

5 スケジュール

No.	項目	日程
1	プロポーザル公表、参加意向申出受付開始、質疑受付開始	令和8年10月5日(月)
2	説明会	令和8年10月16日(金)若しくは10月19日(月)
3	質疑締切	令和8年10月22日(木)正午
4	参加意向申出の受付締切	令和8年10月30日(金)正午
5	参加資格確認結果通知 提案書類提出受付開始	令和8年11月13日(金)
6	提案書提出締切	令和8年12月7日(月)
7	審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年12月21日(月)
8	審査結果通知及び最優秀提案者公表	令和8年12月25日(金)
9	契約締結	令和9年2月1日(月)

※スケジュールは予定であり、変更する場合がある。

6 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、本業務を安定かつ円滑に実施できる能力と適正な実施体制を有する法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体とする。(個人での応募は不可)

また、本プロポーザル公表日現在において、次に掲げる要件をすべて備えている者とする。ただし、この公表の日から最優秀提案者決定までの期間に次に掲げる要件をすべて満たさなくなった場合は、プロポーザルに参加し、最優秀提案者になることはできない。

- (1) 海老名市競争入札参加資格者登録名簿に登載されている者であること。
 なお、名簿に登載されていない場合、次の書類を整え応募書類と併せて提出できる者とする。
 - ア 法人の業務(事業)報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
 - イ 暴力団排除事項に関する誓約書(必須)
 - ウ 暴力団員等調査同意書及び役員名簿及び納税状況調査同意書
 - エ 契約に関する代理人の委任状(支店を相手方とする場合)
- (2) 海老名市競争入札参加停止等措置要綱(平成21年度4月1日制定)の規定による停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立て

がされていないこと。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りではない。

（５）事業者及びその代表者又は役員等が海老名市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 43 号）第 2 条各号のいずれにも該当しないこと。

（６）生活介護事業の運営実績を有する者。

（７）その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

7 配布書類

（１）配布期間

令和 8 年 10 月 5 日（月）から令和 8 年 10 月 30 日（金）正午まで

（２）入手方法

海老名市ホームページからダウンロード

（３）配布書類一覧

ア 生活介護事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

イ 生活介護事業業務委託に係る公募型プロポーザル要求仕様書

ウ 生活介護事業業務委託に係る公募型プロポーザル提案評価基準

エ 海老名市プロポーザル方式参加意向申出書（要綱第 1 号様式）

オ 生活介護事業業務委託に係る公募型プロポーザル様式集

※ 海老名市契約関連規定は、契約検査課の入札・契約ホームページを必ず確認すること。

※ 本要領のほか、本件プロポーザル関係書類に変更等が生じた場合、質疑回答欄に掲載する。

8 参加意向申出

プロポーザルの参加を希望する場合、次のとおり申し出ること。

参加意向申出を受けて海老名市で参加資格の確認を行う。確認結果については、参加資格審査結果通知書（要綱・第2号様式）により文書で通知する。参加資格を有していることが確認できた者に対して、関係書類提出要請書（要綱・第3号様式）により企画提案書等の提出を要請する。

提出書類	①「海老名市プロポーザル方式参加意向申出書」（要綱・第1号様式） ②「調査書」（要領・様式1） ③県又は市が発行する生活介護事業の指定書等の写し ④国、県、市による指導監査等結果等の写し（直近のもの）
提出部数	各1部
提出期限	令和8年10月30日（金）午後5時までに必着
提出先	海老名市 保健福祉部 障がい福祉課 〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の 1 電話 046（235）4813（直通） E-mail shougaifukusi@city.ebina.kanagawa.jp
提出方法	郵送、持参、メールのいずれか ①郵送の場合 特定記録郵便等追跡可能な郵便で送付すること。（郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議申し立てることはできない。） ②持参の場合 提出期限日までの月曜日から金曜日において、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までの間のみ受付 ③メールの場合 メール送信後、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までに電話にて受信の有無を確認すること。 ※メールの件名は「【プロポーザル参加意向申出 社名（事業者名）】」とすること。

9 説明会（希望者のみ）

開催日時等	令和 8 年 10 月 16 日(金)若しくは 10 月 19 日（月） ※出席日・場所については、改めて通知する。
内 容	実施要領、施設概要等の説明
参加人数	2 名以内
提出書類	説明会参加申込書（様式任意） ※申込書には①法人名、②法人の住所、③代表者氏名、④出席者氏名、⑤連絡先を記載すること
提出部数	1 部
提出期日	令和 8 年 10 月 14 日（水）午後 5 時までに必着
提 出 先	「8 参加意向申出」と同じ
提出方法	「8 参加意向申出」と同じ ※ただし、メールの件名は「【プロポーザル質問 社名（事業者名）】」とすること。

10 質疑方法等

プロポーザルに関する質疑は、次のとおりとする。ただし、審査に支障を来す質問及び委託業務の実施に必要なと判断される質問並びに電子メール以外の手段による質問は受け付けない。

提出方法	質疑書（要領・様式 2）により電子メールにて提出すること。
回 数	提案者ごとに 1 回まで ただし、回答内容に対し、再質疑を要する場合は相談すること。
提 出 先 アドレス	shougai Fukusi@city.ebina.kanagawa.jp
提出期限	令和 8 年 10 月 22 日(木)正午まで（必着） ※メール送信後、土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までに電話にて受信の有無を確認すること（最終日は正午まで）。
質問の回答	令和 8 年 10 月 27 日(火)までに海老名市ホームページに公表する。

11 企画提案書の提出について

海老名市から参加資格が認められ、企画提案書等の提出要請を受けた者は、次のとおり担当部署まで提出すること。

提出書類 提出部数	次の書類を 12 部（正本 1 部、副本 11 部）提出すること ①「海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書」 （要綱・第 4 号様式） ※副本には添付不要とする。 ②「企画提案書」（要領・様式 3） ※副本には提案者名（会社名）を表示しないこと。
提出期限	令和 8 年 12 月 7 日(月)午後 5 時までに必着
提出先	海老名市 保健福祉部 障がい福祉課 〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の 1
提出方法	郵送又は持参 ①郵送の場合 特定記録郵便等追跡可能な郵便で送付すること。(郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議申し立てることはできない。) ②持参の場合 提出期限日までの月曜日から金曜日において、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までの間のみ受付

12 提出書類作成上の留意点

- (1) 提出書類は、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。
- (2) 企画提案書に係る留意点は、企画提案書に記載のとおりとする。なお、複数の応募又は複数の企画提案書を提出することはできない。
- (3) 提出書類等は、原則として A 4 縦型の用紙（印刷の向き：縦、文字方向：横書き、文字サイズ：12 ポイント）を用いること。
- (4) 両面印刷は可とするが単一の書類に限ることとし、異なる様式等の両面印刷は行わないこと。
- (5) 正本と副本の内容は、字体・色等を含め、すべて同一とすること。また、正本と副本とが識別できるよう提出すること。副本については、提案者名は記載しないこと。
- (6) 提出後の提出書類の記入内容の変更は、原則として認めない。

13 審査

(1) 審査の対象者

海老名市が審査書類の提出要請を行った者を審査の対象とする。

(2) 最優秀提案者の特定方法

審査は、各評価項目について審査を行う。

各選定委員の得点により、選定委員ごとに順位をつけ、その順位に応じて順位点を配点し、配点された順位点の合計得点により判断する。

審査では、提案者からのプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリングを行い、最優秀提案者を特定する。審査方法等については、次のとおり。

審査予定日	令和8年12月21日（月） ※時間等の詳細は別で通知する
場 所	〒243-0421 海老名市さつき町 51 番地の 2 えびな市民活動センター ビナレッジ
審査内容	①本業務に関するプレゼンテーション ②提案者に対するヒアリング
出席人数	3名以内 うち1名は統括責任者または運営責任者となる予定の者が出席すること。
審査時間	プレゼンテーション：15分以内 ヒアリング：30分程度。プレゼンテーション終了後に実施する。
評価基準	「提案評価基準」により審査を実施する。
順位点	1位…5点、2位…3点、3位以下…0点 ※選定委員の採点中に「E」がある場合は「選外」として取り扱う。
審査結果の通知	審査結果は、対象者全員に個別に文書で通知するとともに、海老名市ホームページで公表する。
機器等	プレゼンテーションに必要な機器は持参すること。なお、次の機器は、海老名市で用意したものを使用することができる。 ① プロジェクター（HDMI端子） ② VGA端子ケーブル（10m） ③ HDMIケーブル（5m） ④ ドラムリール（20m） ⑤ スクリーン（1.2m×1.6m） ⑥ レーザーポインター（緑）
その他	① 提案者が事前に提出した企画提案書に基づいて実施 ② 追加提案や追加資料の配布・投影は認めない ③ 提案者の企業概要に関する項目のプレゼンテーションは不要 ④ 質疑応答は、審査会場の出席者が対応すること。

14 最優秀提案者の取り扱いについて

- (1) 審査により第一順位者となった提案者と契約締結に向けた交渉を行うが、海老名市が第一順位者との交渉が不調となったと判断した場合には、第一順位者との交渉を終了し、第二順位者と交渉する。以下、第二順位者との交渉が不調となった場合も同様とする。
- (2) 契約は本プロポーザル結果に基づく随意契約とする。
- (3) 契約及び手続きについては、海老名市契約規則及び契約約款による。

15 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員又は事務局等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (2) 「参加意向申出書」の提出後、契約締結までの期間に本要領の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (4) 本要領に違反した場合
- (5) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合
- (6) 他の参加者の応募を妨害した場合
- (7) その他選定委員会が本要領に違反すると認める場合

16 その他

- (1) 次の費用については受託者の負担とする。
 - ア 本プロポーザルに関する費用
 - イ 契約締結に必要な費用（収入印紙等。ただし、本市は非課税につき貼付不要）
 - ウ 契約締結から履行開始日までの間において準備等に要する費用
- (2) 提出された書類等は返却しない。また、海老名市は提出された書類を保存し、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (3) 提出された書類等は審査等において必要な場合は複写する。
- (4) 提出された書類等は、海老名市情報公開条例第7条の規定により公開する場合がある。非公開としたい情報がある場合は、提出様式集の「非公開としたい情報届出書」（要領・様式5）により届け出ること。ただし、届出があった場合においても、海老名市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当しない場合は、公開する。
- (5) 「参加意向申出書」提出後に辞退する場合は、「海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書」（要領・様式6）を提出すること。
- (6) 最優秀提案者が、正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、最優秀提案者の決定を取り消す場合がある。
- (7) 契約締結までに、最優秀提案者が業務の履行が確実にないと認められると

き又は著しく社会的信用を損なう等により本業務の受託者としてふさわしくないと認められるときは、最優秀提案者の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。

- (8) 本プロポーザルは、業務委託の実施における最優秀提案者の選定を目的に実施するものであり、契約の締結を確約するものではない。また、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (9) 本業務の予算が議決されない場合、最優秀提案者との契約交渉が不調となった場合等契約の締結ができなかった場合においても、提案者は、海老名市及び海老名市議会に対し、損害の賠償を請求することはできない。
- (10) 本プロポーザルの参加者は、本プロポーザルの手続において知り得た本市に関する情報を他に漏らしてはならない。
- (11) 本要領に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が定める。